

○気仙沼市ニュータウンはまなす台団地分譲紹介報奨金交付要綱

平成21年8月31日告示第104号

気仙沼市ニュータウンはまなす台団地分譲紹介報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ニュータウンはまなす台団地（以下「分譲用地」という。）の分譲を促進するため、購入希望者を紹介した者（以下「紹介者」という。）に対し、報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象者は、分譲用地の購入希望者を紹介した法人又は個人とする。ただし、個人については満20歳以上の者を対象とし、購入希望者と同居する者を除くものとする。

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、分譲代金に100分の5を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て）とする。

(紹介書の提出)

第4条 紹介者は、あらかじめ購入希望者の同意を得て、購入希望者紹介書（様式第1号。以下「紹介書」という。）を市長に提出するものとする。

(受理書の交付)

第5条 市長は、紹介書が提出されたときは、その内容について審査し、購入希望者紹介書受理書（様式第2号。以下「受理書」という。）を交付するものとする。ただし、市と購入希望者との間で、分譲用地の分譲に関し既に交渉等が行われている場合は、紹介書を受理しないものとする。

2 同一の購入希望者に関する紹介書が複数の紹介者から提出された場合は、最初に紹介書を提出した紹介者に受理書を交付するものとする。

(報奨金の交付)

第6条 報奨金は、分譲用地の分譲に関して市長と購入希望者との間で分譲契約が成立し、分譲代金が全額支払われた後に、当該紹介者に対して交付するものとする。

2 報奨金の交付を受けようとする紹介者は、紹介報奨金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(紹介書の有効期間)

第7条 紹介書の有効期間は、受理した日から起算して3か月間とし、有効期間内に分譲契約が成立しない場合は、報奨金は交付しないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年9月1日から施行する。

(本吉町の編入に伴う経過措置)

2 本吉町の編入の日の前日までに、編入前の本吉町ニュータウンはまなす台団地分譲紹介報奨金交付要綱（平成18年本吉町要綱）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(失効)

3 この告示は、分譲用地の分譲完了をもってその効力を失う。